



活用業務届出書

東経企営第19-105号
2019年8月30日

総務大臣

石田 真敏 殿

郵便番号 163-8019

(ふりがな) とうきょうとしんじゅくにししんじゅく

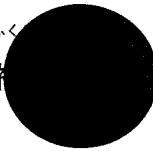
住 所 東京都新宿区西新宿三丁目19番2号

(ふりがな) ひがしにっぽんでんしんでんわかぶしきがいしゃ

氏 名 東日本電信電話株式会社

いのうえ ふく

代表取締役社長 井上 有



日本電信電話株式会社等に関する法律第二条第五項及び日本電信電話株式会社等に関する法律施行規則第二条の二の規定に基づき、別紙の業務について届出します。

(別紙)

1. 業務の内容

(1) 概要

東日本電信電話株式会社（以下、「当社」という。）が地域電気通信業務等を営むために保有する設備、技術及びその職員を活用し、都県間を含む区間ににおいて当社の通信ビルを経由しない新たな伝送路を自ら構築し、期間限定の光芯線サービスを提供する。

(2) 主な業務の実施方法

当社が地域電気通信役務を営むために保有する電気通信設備を利用し、東京オリンピック・パラリンピック競技大会（以下、本大会）におけるデータ伝送を目的とした光芯線サービスを公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会（以下、お客様）へ提供する。

当社業務区域内のお客様拠点間を、当社の通信ビルを経由せずに2つのルートから直接接続する都県間光ファイバーネットワークを新規構築し、当該ネットワーク上にて本サービスを提供する。また、契約期間の終了後は、当該ネットワークは全て撤去し、本サービスを終了する。なお、設備構成は添付資料1のとおり。

2. 業務の開始時期

2020年1月31日（予定）

3. 業務の収支見込

(単位：億円)

項目	収益	費用	差額
通信料金	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]
機器・備品	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]
人件費	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]
運営費	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]
税金	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]
合計	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]

なお、収支の前提となる各サービスの収入算定、費用算定の考え方は添付資料2のとおり。

4. 所要資金の額及びその調達方法

(1) 所要資金

[REDACTED]

(2) 調達方法

内部資金による。

5. 業務を営む理由

N T Tは本大会のゴールドパートナーであり、このパートナーシッププログラムに基づき、本大会の通信分野における独占的な供給権を有している。お客様より複数都県に跨る各拠点間の大容量データを低損失・高品質に伝送する光ファイバーネットワークの提供を受けることを求められており、こうした光ファイバーネットワークの構築ができるのはグループ内では当社のみである。当社はパートナーの責務としてこの求めに対応するため、サービス提供することとした。

6. 活用しようとする設備若しくは技術又はその職員の概要

(1) 設備

現在、データ伝送サービスの提供の業務を営むために保有する電気通信設備

(2) 技術

現在、データ伝送サービスの提供の業務を営むために保有する技術。

(3) 職員

現在、データ伝送サービスに関する業務を行う組織に所属する社員。

7. 電気通信事業の公正な競争を確保するために講ずる具体的な措置

本サービスの提供に当たって、以下のとおり、他事業者が当社と同様の業務を実施する上で重要かつ不可欠な要素について、両者間の同等性を確保するために必要な措置を講じることとする。

(1) ネットワークのオープン化

本サービスの提供にあたっては、県間伝送路を含め要望のあった全ての区間において当社の通信ビルを経由しない新たな伝送路を自ら構築するものである。当該伝送路は本大会のためだけに利用されるものであり、お客様とのパートナーシップとの関係で、当該伝送路については提供条件を公表することはできないが、他事業者から本サービスと同様のネットワークに関する具体的な提供を要望された場合には、当該事業者との協議を行い、合意に基づき、提供条件を明確にして提供することとする。また、電柱・管路については、利用条件等を公表しており、迅速性・公平性を確保している。

(2) ネットワーク情報の開示

本サービスの提供にあたっては都県間を跨る伝送路を含め、光ファイバーにより構築するものであり、技術的条件集において規定済みのインターフェース条件で提供するものであり、事前に新たに開示すべき内容はないものと考えられる。

(3) 必要不可欠な情報へのアクセスの同等性確保

本サービスについては、市販の装置や光ファイバーの組合せにより対応するものであり、新たに必要不可欠な情報が発生するものではないと考えられる。

なお、他事業者から本サービスと同様のネットワークに関する具体的な提供を要望された場合等には、他事業者の要望を踏まえ、必要不可欠な情報へのアクセスの同等性の確保に努める考えである。

(4) 営業面でのファイアーウォール

従来から、営業面でのファイアーウォールについては、以下のとおり所要の措置を講じており、今後とも公正な競争が阻害されることのないよう配意することとし、営業面でのファイアーウォールを確保していく考えである。

- ① 本社や支店において、相互接続部門と営業部門は別々の組織として設置しており、接続の業務を通じて知り得た情報を目的外に利用することがないよう、本社からの通達、社員用マニュアル、社員向

け説明会により徹底した指導を実施している。

- ② 電話の業務で取得した顧客情報については、顧客情報保護の徹底を図るため、以下の内容について本社からの通達、社員用マニュアル、社員向け説明会により徹底した指導を実施している。
- i) お客様情報を、他事業者と競合する業務に関し不適切に流用しないこと。
 - ii) 出力した情報は使用後に廃棄処理すること。
 - iii) ID管理により顧客管理システム操作可能な社員を限定すること。
- 等

(5) 不当な内部相互補助の防止（会計分離等）

本業務に関する収支については、電気通信事業会計規則に準じた配賦計算を行うことにより、他の地域電気通信役務と会計を分計する考えである。

また、本業務の利用者料金に関しては、ネットワークコスト及び営業費（顧客獲得に要するコストを除く。）の合計額を上回るよう算定することとしているため、競争阻害的な料金設定とならないようにする考えである

(6) 関連事業者の公平な取り扱い

本サービスの提供にあたっては、県間伝送路を含め要望のあった全ての区間において当社の通信ビルを経由しない新たな伝送路を自ら構築するものである。当該伝送路は本大会のためだけに利用されるものであり、お客様とのパートナーシップとの関係で、当該伝送路については提供条件を公表することはできないが、他事業者から本サービスと同様のネットワークに関する具体的な提供を要望された場合等には、当該事業者との協議を行い、合意に基づき、提供条件を明確にして提供する考えであり、関連事業者の公平な取扱いを確保する考えである。

なお、本業務を営む上で「NTT東西の活用業務に係る公正競争ガイドライン」に規定されている他の市場支配的な電気通信事業者との接続及び営業面等での連携は予定していない。

(7) 実施状況等の報告

(1)～(6)の各種措置の実施状況については、毎事業年度経過後6ヶ月以内に総務大臣に報告し、これを公表する。

なお、報告資料のうち、費用（収益）項目一覧、社内文書・規程類等については、それぞれ以下の理由により非公表とする。

- ・費用（収益）項目一覧：経営上の秘密に属する情報に該当するため。
- ・社内文書・規程類等の一部：コーポレートガバナンスを構築する上でノウハウの保持が必要なため。また、公表することにより悪意の第三者による違法若しくは不当な行為を容易にし、またはその発見を困難にするおそれがあるため。
- ・本サービスの提供先及び提供先が認識できる可能性のある記載等：提供先との間で守秘義務契約を締結しているため。

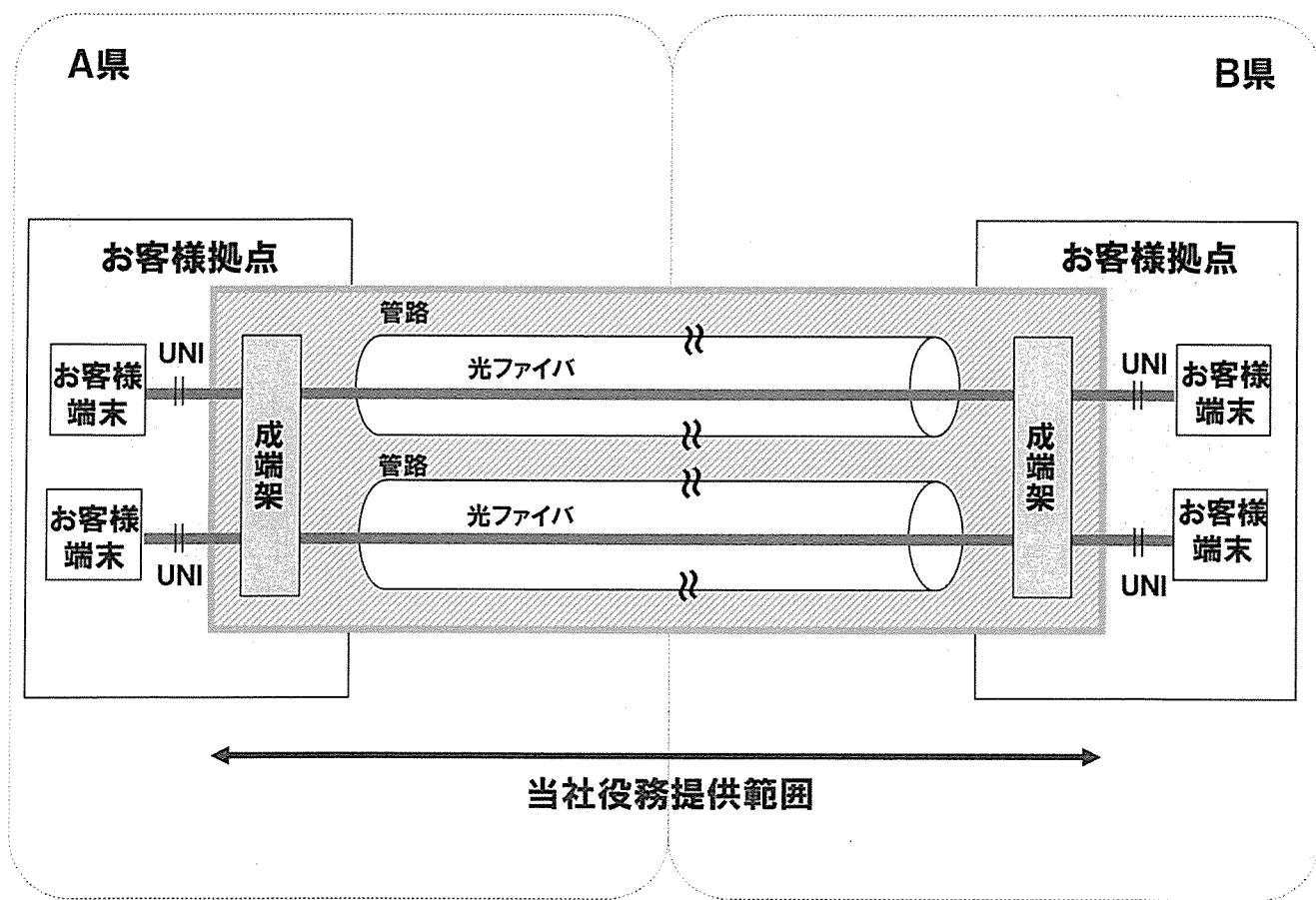
以上

添付資料

1. 光芯線サービスの設備概要
2. 収支算定・費用算定の考え方

1. 光芯線サービスの設備概要

:網掛部分が本活用業務の対象範囲



※ UNI(User-Network Interface)…ユーザ(端末機器)とネットワークを接続するためのインターフェース。

2. 収支算定・費用算定の考え方

【収入】

	算定方法
光芯線サービス	活用業務対象部分の料金額に需要数を乗じて算定

【費用】

	算定方法
設備コスト	必要となる光ファイバ・管路のコストを計上
物品コスト	必要となる成端盤のコストを計上
営業費	対象サービスの提供に必要となる営業費

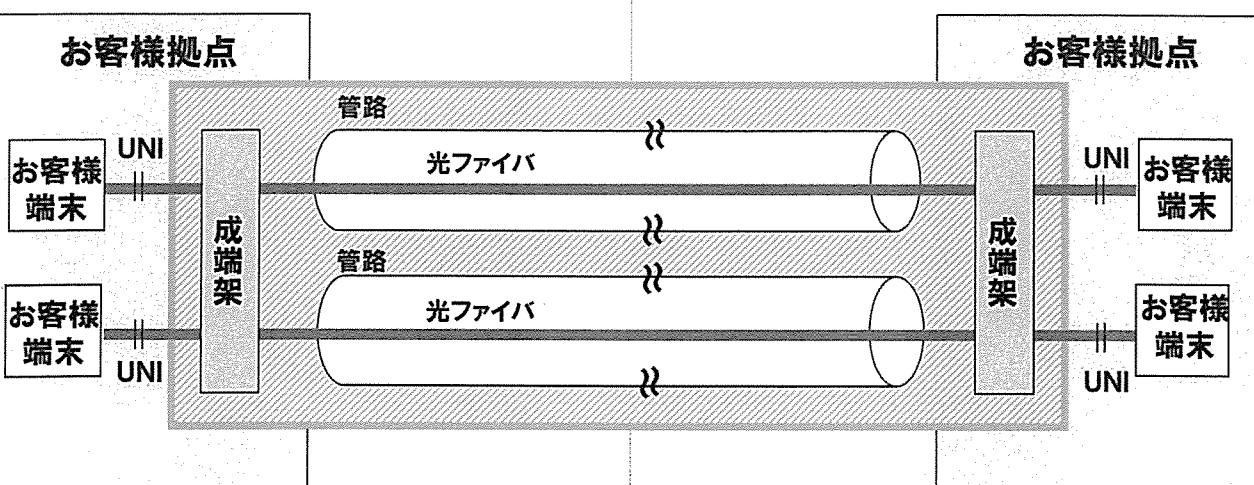
【収支対象範囲】



:網掛部分が収支対象範囲

A県

B県



※ UNI(User-Network Interface)…ユーザ(端末機器)とネットワークを接続するためのインターフェース。